

令和3年介護保険改定のポイント

介護保険法は3年に1度改正がされ、内容も発足時より変わっているところも多いことをご存じでしたか？今回は、介護保険の制度について少しでも身近に感じて頂ければ…と思い、今年4月から改正されるポイントをいくつかご紹介したいと思います。

サービスの質が大前提の上で… 個室型ユニット型定員を最大15名

少子高齢者社会…介護の担い手である若い職員の確保がら・ぱ一すも含め社会の課題になっている日常。2022年度からはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となりはじめ、2025年には全員が75歳以上に到達します。そのため、介護に対する需要も増加することが予測されます。一方、2025年度から2040年度にかけて高齢者の増加ペース自体は鈍化しますが、現役世代人口が急速に減少していくため「介護人材の確保」が極めて難しくなります。こうした状況の中では「人員配置基準」の緩和をしなければ、介護保険のサービス確保、存続が危ぶまれてしまいます。

ただし、人員配置基準の緩和は①安全性②介護職員の負担③サービスの質といった面でも課題がありますが、国もいろいろと課題を改善できるよう具体性を提示しています。

科学的介護を推進、認知症対応力を向上、感染症対策の徹底

科学的介護（データに基づく介護）の推進、感染症対策、災害対策、認知症対応力の向上といった、介護を取り巻く重要課題に対応するために、次のような見直しも行われます。認知症介護基礎研修については、事業主に「スタッフに研修を受講させる」義務が課せられるもので、これに違反する場合には指導監督の対象となります。

①介護サービスのデータベースを活用した介護等の計画書の作成やケアの質の向上を推奨
→科学的データを活用し効率的に有効な介護が提供できるような取り組み



②非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めることが求められる

→ら・ぱ一すも対象施設になります。現在定期的で行っている非常災害訓練を通じて地域の皆様にも施設の理解と災害時に互いに支えあえる関係が築けるように努めたいと考えています

③介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に「介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる」ことを義務づける

→職員ひとりひとりの認知症を患っている方への対応力の基準を一定以上確保

Vol.2

ら・ぱ一す通信

発行日 令和3年4月1日
＜編集・発行＞
社会医療法人 榊心会
介護老人保健施設ら・ぱ一す
ら・ぱ一す通信編集委員
札幌市北区篠路町上篠路6番286
電話 011-774-1131
ホームページ
<https://www.teishinkai.jp/lapaz/>



新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないなか、地域の皆様におかれましては、日ごろより介護事業の運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

北海道で緊急事態宣言が出されてから1年が過ぎ、首都圏等では再度緊急事態宣言が発令・延長され、近隣でも他医療機関や介護施設等でも、クラスターが発生していると報道される日々… 私たちも細心の注意を図りつつ、戦々恐々した面持ちで業務に従事しています。

今年は、新型コロナウイルスの感染が収まり、地域により開かれた施設を目指し皆様に気軽に訪れてもらえるようになればと願っています。

令和3年新年を迎えたら・ぱ一すにも獅子舞がやってきました。利用者様の頭を噛んで、その方の悪いものを食べてもらい、ご利益をもたらしてくれるでしょう！ 新型コロナウイルスからも私たちを守ってもらい、今年一年皆様が元気で過ごせますように…。

改めて…介護老人保健施設ってどんなところ？（通所リハビリ編）

前号では、老人保健施設（入所）についてご説明しましたが…当施設では通所リハビリテーションというサービスも運営しています。今回は、通所リハビリ（デイケア）についてをご紹介します。

デイケアと社名が書いたバスやワゴン車が街中を走っているのを見かけたことはありませんか。通所リハビリテーション（デイケア）とは、日帰りであら・ぱ一すに通いリハビリや入浴、食事等のサービスを受けるサービスです。そのご利用者様をバス等でご自宅まで送迎させていただいています。住み慣れたご自宅で、よりご自身らしい生活が長くおくれるよう支援するサービスの1つです。

デイケアはデイサービスと異なり、医師・看護師・理学療法士や作業療法士等リハビリ職員の配置義務があります。医療職が配置されているため、医師の指示のもとリハビリを行うほかにも、医療的処置が必要な方の対応等、医療面でも安心してご利用になれます。



老人保健施設の利用料は医療費控除の対象になる！！

まとめ知識

今回 2020 年（令和 2 年）分の所得税確定申告書の提出期間は、2021 年（令和 3 年）2 月 16 日（火）～ 4 月 15 日（木）です。コロナ禍で期間が延長されています！

医療費控除は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に、家族全員の医療費の合計額が「高額」になった場合に、確定申告をすることによって既に収めた所得税の還付を受けることができ、翌年の住民税が減額されます。

通常医療費控除の対象は、医療費および薬剤費が一般的ですが…実は介護老人保健施設の利用料も一部対象になります。



【対象費用】

- ①入所：介護報酬にかかる利用者自己負担分+食費+居住費
- ②通所リハビリ（デイケア）：介護報酬にかかる利用者自己負担分
- ③短期入所療養介護（ショートステイ）：介護報酬にかかる自己負担分+食費+居住費

在宅で生活されていて、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を利用されている方で、且つ、訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所生活介護を併用されている場合は、その利用料も対象となります。

例えば…

○ら・ぱーす施設入所の方（要介護 5 1 割負担 課税・ひとり世帯）
 1 年間の介護サービス費+食費+居住の合計→約 125 万円
 10 万円を超える分約 **115 万円**が控除の対象に！！

○ら・ぱーすの通所リハビリテーションに通われている方（要介護 3 3 割負担 課税・ひとり世帯）
 1 年間の介護サービス費の合計（通所リハビリテーション+通所介護+短期入所療養介護）
 →約 53 万円
 普段通院してかかる 1 年間の医療費 8 万円
 医療費 8 万円+介護サービス費 53 万円-10 万円=**51 万円**が控除対象に！！



手続きは面倒なところもありますが、場合によっては還付される額が大きくなり、所得税だけではなく住民税が減額されることで、その他の公的なサービスの減免等を受けられる場合もあります。仮に確定申告時期をすぎても、5 年間は還付申告が可能です。



コロナ禍で、大々的に新年会を祝うことはできませんが、今年はコロナウィルスの拡大が沈静化し、それ以前の日常が取り戻せるようお願いしつつ、ら・ぱーすの新年会を開催しました。

獅子舞に立ち向かう利用者もいたいと頼もしく職員もたくさん元気をもらいました！



自主練の成果が皆様の笑顔につながりました！
 職員の達成感もひとしおです！

